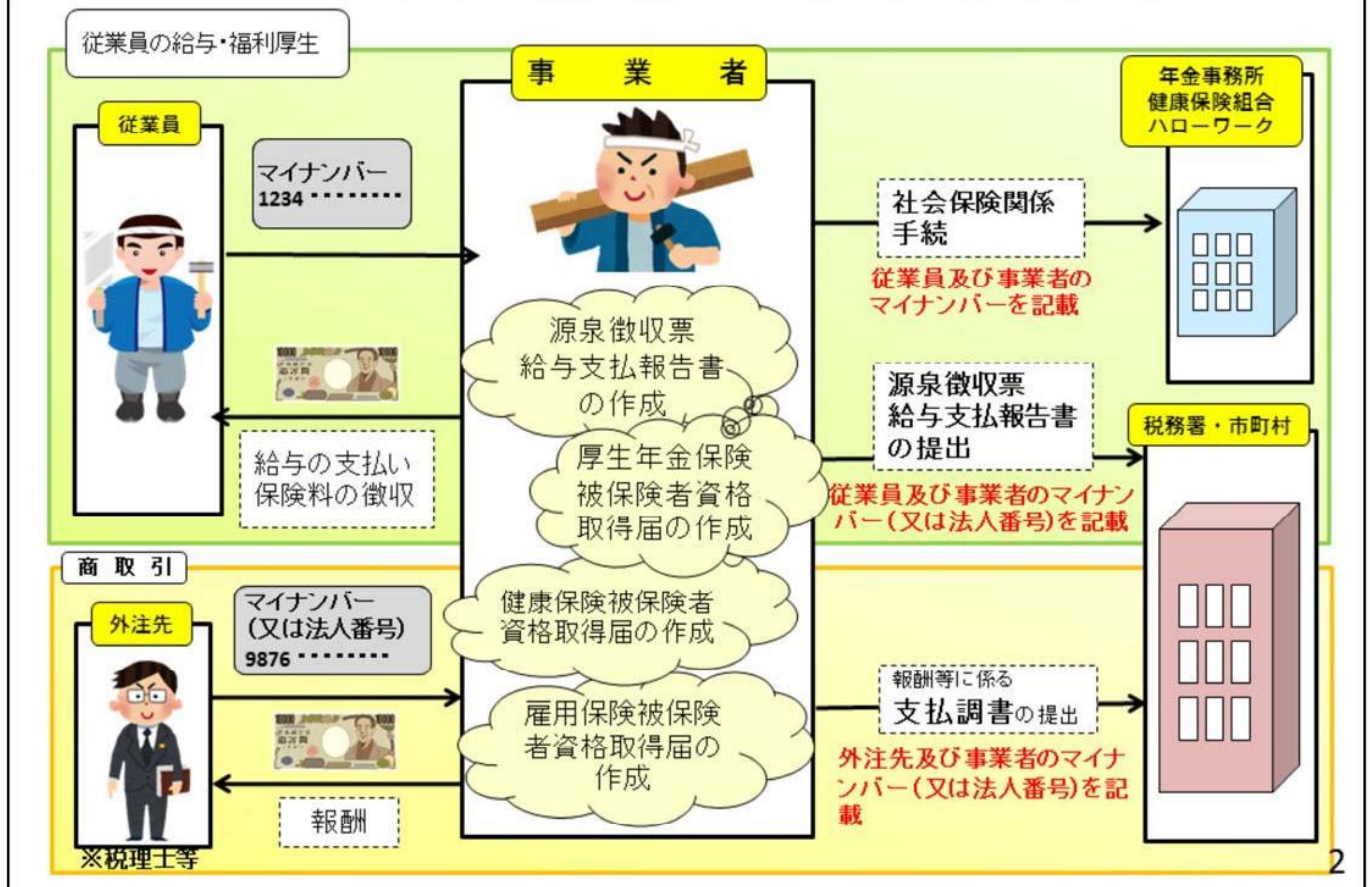


マイナンバーはこんな時に使います



2

ポイント！

- ✓ 民間事業者はマイナンバー法で定められた事務のうち、税と社会保険の手続でマイナンバーを使います
- ✓ 手続としては、従業員やその家族のマイナンバーの取得と書類への記載、関係機関への提出が必要です
- ✓ 個人事業主であっても、従業員（パート・アルバイトを含む）を雇用していれば、マイナンバーの取得・保管が必要になります
- ✓ 税の手続では謝金の源泉徴収票などの調書の提出のため、従業員以外の外部の方のマイナンバーも取り扱う場合があります
- ✓ 提出先は税務署、市町村、年金事務所、健康保険組合、ハローワークです

事業者がマイナンバーを記載する書類（参考例）

社会保障分野

健康保険・厚生年金保険
被保険者資格取得・喪失届

報酬月額算定基礎届/
報酬月額変更届

健康保険被扶養者(異動)届

健康保険・厚生年金保険産前産後休業
/育児休業等取得者申出書・終了届

国民年金第3号被保険者関係届

等

→健康保険、雇用保険、年金などの手続きの場面で提出を要する書面に、従業員等のマイナンバー(又は法人番号)を記載

税分野

給与所得の源泉徴収票
給与支払報告書

退職所得の源泉徴収票
特別徴収票

報酬、料金、契約金及び
賞金の支払調書

配当、剰余金の分配及び
基金利息の支払調書

不動産の使用料等の支払調書

不動産等の譲受けの
対価の支払調書

等

→税務署等に提出する法定調書等に、従業員や株主等のマイナンバー(又は法人番号)を記載。

3

ポイント！

- ✓ 民間事業者の対応のうち社会保障分野では、健康保険、雇用保険、厚生年金といった社会保険の手続でマイナンバーを記載します
- ✓ 税分野では、従業員とその家族のマイナンバーを法定調書等に記載します
- ✓ 報酬等の調書や不動産関係の調書では、外部の方（講演等の講師や不動産の個人地主など）のマイナンバーを記載する必要があります
- ✓ パート・アルバイトの多い事業者（小売店等）や謝金の支払の多い事業者（出版関係等）などは取り扱うマイナンバーが多くなるため、特に注意して、準備を進めてください
- ✓ 社会保険の関係は厚生労働省のホームページ等で、税の関係は国税は国税庁、地方税は総務省のホームページ等で詳細な情報を確認してください

税や社会保障関係の書類に

マイナンバーの記載欄が加わります

(例) 給与所得の源泉徴収票

マイナンバー制度導入後

注意:平成27年3月31日現在のイメージです。
確定様式ではありません。

マイナンバー制度導入前

用紙サイズ

A6⇒A5*

* 用紙サイズの変更に合わせて全体のレイアウトが大幅に変更になります。

「控除対象配偶者」及び「扶養親族」の氏名及びマイナンバー等を記載

「支払を受ける者」のマイナンバーを記載

色付き部分については税制改正及び関係機関と調整中のため、特に変更の可能性があります。

「支払者」のマイナンバー又は法人番号を記載

新様式になる手続き書類のほとんどは、

マイナンバーを記載する箇所が増えるだけだよ!



ポイント!

- ✓ 税や社会保険の書類の様式が変わり、マイナンバーの記載欄が追加されます
- ✓ 追加された欄には、従業員やその家族のマイナンバーや、支払者である法人の法人番号（個人事業主の場合はマイナンバー）を記載します
- ✓ 現時点での新しい様式は国税庁や厚生労働省のホームページのマイナンバー特設サイトなどで公表されていますので確認してください
- ✓ 会計ソフトを使用している場合、マイナンバーに対応するソフトかどうか早めに確認してください
- ✓ 手書きで帳簿等を管理している場合、マイナンバー導入を理由に、必ず電子化しなければならないわけではありません